

整理番号：2-2

提言題名：喫煙所について

**【提言の要旨】**

取手駅東口と西口にそれぞれ喫煙所があります。

どちらも密閉されていないので、臭いもそうですが、風の向きでは、煙も漂い、とても不快です。

取手市民4年目、どうにもこれには辟易しております。

禁煙プログラムは保険がきくそうですが、それくらい取り組んでいる健康被害に対して、取手市はどのようにお考えなのでしょう。

(令和4年1月受付)

**【回答の要旨】**

取手駅東西口喫煙所（以下喫煙所とします。）の喫煙について、ご不快な思いを抱かせてしまっており申し訳ありません。

「健康増進法の一部を改定する法律」により、国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めることになっており、法律にしたがって、取手市も実施しております。

喫煙所は、吸い殻のポイ捨て防止、歩行喫煙の防止のために、なるべく受動喫煙の少ない場所をそれぞれ選定し設置しました。

しかしながら、少なからず喫煙所の受動喫煙やにおいに対する要望が寄せられておりますので、どのような方法が有効で効果的な対策となるか具体的な検討を始めています。様々な協議が必要になりますので、ご迷惑をおかけしておりますが今しばらくのご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

(環境対策課 令和4年1月回答)